

第 1 回協議会での御意見に対する回答

	御意見	回答
1	消費生活サポーター養成講座について具体的にどう考えているか。	消費生活サポーターの活動は、コロナ禍の影響もあり、ここ5年間活動しておらず、そのため、活動再開の第一歩として、今年度はまず、2月20日にサポーター会議を再開し、意見交換を行い、サポーターとの積極的なコミュニケーションを再開した。 なお、サポーター養成講座に関しては、令和7年度からの再開に向けて、調整中である。現時点では夏ごろに募集をかけて、秋頃の開催を目指している。
2	出前講座の回数増加のためのはたらきかけについて。	今年度、出前講座を実施した中学校の教諭に各教科部会での出前講座の周知を依頼した。今後、出前講座のチラシを小中学校の教諭に配布していく。 専門学校、大学、地域包括支援センター、高齢者施設にも直接訪問し、チラシの配布をするとともに出前講座の周知を行っていく。
3	小中学生に対して配布されている、一人一台端末を利用して、消費者教育に関する周知ができないか。	学校教育課と調整し、各学校へ電子データで啓発資料等を各学校へ配布し、授業での活用や、校内での掲示など学校ごとの方法で周知を行うこととした。
4	くらしのセミナーや消費生活サポーター養成講座をオンライン配信できないか。	まずは、オンデマンド配信の来年度の実施に向けて、関係課と調整を進めていく。また、オンライン配信に関しては、引き続き実施に向け、検討していく。
5	出前講座の実績に弁護士会の出前講座の数字が計上されていないが、計上することはできないか。	「教育協定に基づく出前講座」として新たに追加し、計上した。 (資料4-1 No.46・資料4-2 小学生 No.32 ・資料5-2 P12 No.32)
6	重点目標と内容のそぐわない事業が挙げられている。 例：くらしのセミナーは若年者が対象になっているが、開催が平日の午後であり、実際若年者は来ているのか。	内容を精査し、一覧表に反映した。(資料2-2参照)
7	事業一覧を課別で載せているが、対象別で載せた方が見やすいのでは。	掲載方法を対象別に変更した。(資料4-2)
第3次沼津市消費者教育推進計画策定に向けた調査票の内容		
8	(1) 小学校～特別支援学校の共通質問2(2)「外部からの講師を活用しましたか？」の選択肢「社会教育指導主事等」は指導を除くか「社会教育主事、指導主事等」のどちらかにすべきである。	選択肢を「社会教育主事等」に修正した。
	(2) 特別支援学校は通っている子供の年齢層が広く、回答する側が答える年齢を絞れる設問を考えた方が良い。	小学部、中学部、高等部で設問を分け、該当する学部の設定に回答する形とした。
	(3) 特別支援学校の質問2「消費者教育推進上の課題についての選択肢「対象となる子供の年齢が低く」とあるが、18歳以上もいるので聞き方を考えるべき。	選択肢を「対象となる子供の生活上の経験が少ないため、伝え方が難しい」に修正した。
	(4) 高等学校の質問7, 8「何か実施等していますか？」と聞かれると答えづらいので「成年年齢が引き下げられたことで、これまでの消費者教育と変更した点がありますか？」「何か新しい取組を実施していますか？」などと聞いた方が答えやすい。	質問7「改正民法の施行により、令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられたことで、これまでの消費者教育と変更した点がありますか？また、新たな取組等を実施する予定はありますか？」 質問8「令和4年度から新学習指導要領が全面実施されました。これにより消費者教育の充実が見込まれますが、何か新しい取組等を実施していますか？また、実施する予定はありますか？」 に修正した。
	(5) 高等専門学校1ページ目「回答いただいた後、個別にヒアリングをさせていただく場合があります」とあるが、他のものにはないのはなぜか。	該当箇所を削除した。